

沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金交付取扱要領

1 補助対象企業

- (1) 要綱第2条第1号に規定する「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。
- (2) 要綱第2条第3号アに規定する「製造業の用に供する施設」には、統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の細分類に掲げる分類符号0997のすし・弁当・調理パン製造業及び同分類符号7721の配達飲食サービス業のいずれにも該当する事業所を含む。
- (3) 要綱第2条第3号ウに規定する「別に市長が定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。

2 事業の着手

- (1) 要綱第2条第4号イに規定する「当該事業の着手の日」とは、当該事業に係る建物の工事請負契約日又は機械設備の売買契約日のいずれか早い日をいう。
- (2) 要綱第2条第4号イただし書きの「市長が別に定める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいい、要綱第2条第4号イに規定する期間内に業務を開始することが困難な企業等は、当該期間の終了6か月前（力に該当する場合にあっては、当該期間の満了する日）までに、別紙2業務開始の延長に係る承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
 - ア 工場等の設置にあたり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間を要する場合
 - イ 設備投資額（用地取得費及び造成工事費を除く。）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合
 - ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合
 - エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間を要する場合
 - オ 公共事業や公共イベント等への協力により、工場等の設置が中断する場合
 - カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合
- (3) 前号に規定する業務開始の延長に係る承認を受けた企業等は、業務開始日の属する年度が到達するまで、毎年8月15日までに別紙1企業等概要調書を提出し、

事業の進捗状況を報告する。

3 雇用要件

- (1) 要綱及びこの要領において「従業員数」とは、雇用保険法上の一般被保険者の数と、雇用保険法上の高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）の数との合計数をいう。この場合において、パートタイマーは2分の1換算とする。なお、「パートタイマー」とは、雇用保険法上の一般被保険者又は高年齢被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。
- (2) 要綱第2条第4号ウに規定する「1以上増加する」とは、特定企業等の市内における従業員数について、当該事業所及び市内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と事業に着手した日の属する月の前月から起算して前1年間の各月の末日の数を合計して12で除した数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいう。
- (3) 要綱第2条第4号カに規定する「5人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の研究員の数が5人以上であることをいう。

4 補助の対象

- (1) 要綱第3条の「他の法令等」とは、定款、要綱その他名称の如何を問わず補助金の交付について定めたものをいう。
- (2) 要綱第3条の「既に国、県、市等の補助の対象となった経費等」とは、補助の対象となった経費等のほか、補助の対象となることが確実なものという。
- (3) 要綱第3条の「国、県、市等」とは、国、都道府県又は市町村のほか、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人その他の法人であつてその目的を達成するために補助金を交付するもの又は共同研究若しくは受託研究を行うものをいう。
- (4) 要綱別表第2の対象施設の欄に規定する「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。
 - ア 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産する製品全体の50%超を占めていること。
 - イ 当該製品に係る生産施設の床面積が、当該工場における生産施設の延床面積の50%超を占めていること。
- (5) 要綱別表第2の対象施設の下欄に規定する「市長が別に定めるもの」とは、次

に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 静岡新産業集積クラスター（ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー）のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場

イ 医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術（新エネルギー、次世代輸送機器）等に関連する製品を製造する工場

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

5 補助額の算出

要綱第3条第1項第1号に規定する「市長が別に定める1平方メートル当たりの単価」は、県の建築工事予算単価表のそれぞれ相当する施設の建築予算単価に、電気工事及び機械工事の設備単価を加えた金額とする。

6 事前協議

事前協議に当たっては、要綱第4条に規定する提出書類のほか、別紙1企業等概要調書（事前提出用）を提出する。

7 交付の申請

交付の申請に当たっては、要綱第5条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出する。

8 交付の条件

(1) 要綱第7条第4号に定める「市長が別に定める期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間とする。ただし、耐用年数等が10年を超える財産及び同令に定めがない財産については10年とする。

(2) 要綱第7条第7号に定める「要綱第2条第4号ウに規定する業務を開始する時に増加した従業員数及び同号カに規定する業務を開始する時の研究員の人数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の特定企業等の従業員数及び特定企業等の市内における従業員数をいい、補助金の交付を受けた特定企業等は、これが3年間維持されていることを確認するため、交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況の写しを市長に提出するものとする。

(3) 要綱第7条第7号ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経営状況の変化、退職年齢者の集中等、従業

員数の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

- (4) 要綱第7条第3号に規定する「帳簿及び書類」について、市長は必要に応じてその確認を行うとともに、当該保管期間の各年度の経営状況について、決算書類の提出を求める等により定期的に把握に努めるものとする。

9 実績報告

実績報告に当たっては、要綱第9条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出するものとする。

付 則（平成28年3月29日副市長決裁）

この要領は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年3月16日副市長決裁）

この要領は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年5月22日副市長決裁）

この要領は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成30年9月25日副市長決裁）

この要領は、副市長決裁の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付 則（令和2年5月8日改正）

この要領は、決裁日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則（令和3年3月31日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。